

議第 92 号

新子育て支援施設建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結 について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 工 事 名 | 新子育て支援施設建設（建築）工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 変更前 213,950,000 円
変更後 219,225,600 円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜県下呂市萩原町跡津 439 番地 1
日産工業株式会社
代表取締役社長 島 秀太郎 |

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

新子育て支援施設建設（建築）工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年下呂市条例第54号）第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するため。

変更内容説明資料

1 仕様書番号 家庭工第1号

2 工事名 新子育て支援施設建設（建築）工事

3 契約金額 変更前 213,950,000 円
変更後 219,225,600 円
増 額 5,275,600 円

4 変更理由・内容

本工事を施工するにあたり、現場事務用地としてグラウンドの一部を借用する萩原南中学校の生徒、工事現場に隣接するみなみこども園の園児や近隣住民の安全を確保するため仮囲いを設置したこと。

萩原南子育て広場解体工事で撤去しきれなかった旧施設の擁壁基礎等埋設構造物が、本工事において設置するRC擁壁に干渉し施工の妨げとなるため、撤去する必要性が生じたこと。

隣接民家との間にあるブロック塀（市施設）が、塗装の剥がれ等経年劣化しているため、壁面の塗装と笠木の補修を行うことなど、契約金額を増額して変更契約を締結する必要性が生じたもの。